

役員報酬及び退職金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人熊本県労働基準協会（以下「協会」という。）
定款第17条に基づき、役員に関する報酬及び退職金について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 協定会款第17条に定める役員の報酬は、無報酬とする。
ただし、協会事務局の業務を兼務する常勤役員（以下、常勤役員という。）については、協会職員の給与規程に定める給与を支給する。

(役員退職金)

第3条 役員が退職した場合は、理事会の決議に基づき記念品代または同額の記念品を贈る。ただし、第2条ただし書きの常勤役員については、協会職員の退職金規程に定める退職金を支給することができる。

(委 任)

第4条 この規程の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から適用する。